

新世紀 JA 研究会第 37 回セミナー

「都市農業における JA の役割」
～組合員と共に農地を守る～

令和 4 年 12 月 15 日

日本教育会館

世田谷目黒農業協同組合

経営管理委員会会長 飯田勝弘

世田谷目黒農協のパーパス（存在意義）

□ ビジョン

世田谷目黒農協は貴重な農地（緑地）を組合員と共に
保全し環境維持に貢献します。

□ 経営理念

協同組合の基本である、組合員の事業と生活の向上、
利用収益の安定的還元と地域社会の発展に寄与します。

□ 基本方針

- ① 組合員の農業を支援します。
- ② 組合員の相談業務を中心に各事業を展開します。
- ③ 安心して利用できるよう、健全経営をします。
- ④ 組合員がいずれかの事業を利用することが組織の基本であることを理解していただけるよう努力します。

2009.12.25 制定

1 自分の農業と宅地並み課税

1955 生まれ 67 歳

生業としての農業

東京オリンピック日本列島改造論

1968 新都市計画法

市街化区域内の農地は 10 年以内に宅地化

1972 A 農地への宅地並み課税が開始

全国で A 農地は世田谷目黒農協管内だけ

1974 生産緑地制度制定 生産緑地は宅地並み課税免除

1975 農地の相続税納税猶予制度（全国）

1976 C 農地への課税開始

農協も反対運動を本格的に開始

1978 祖父から父への相続

想像を絶する高額 of 相続税の支払い 十億

登記簿（相続税利子税 10 億以上の国の抵当権）

世間から見ればただの税制優遇

1979 ぶどう栽培開始

1982 長期営農継続農地制度

宅地並み課税反対運動 決着

1980 年代後半 バブルで地価暴騰

地価高騰の原因は必ずしも農地にあったわけではない

1992 新生産緑地制度

30 年営農 相続税納税猶予 営農義務 20 年→終身

1995 大きな転機

父が脳梗塞で倒れる 世田谷連続放火事件 自宅全焼

1987 に公示価格基準に土地評価方式が変更

- 2000 相続税納税猶予 20 年の期限確定
国への借金が終了
- 2004 ワイン専用品種栽培開始
挑戦 相続に備えて 納税猶予制度と終身営農義務
- 2007 相続
終身営農義務は重い 改めて実感
気が遠くなるような相続税支払い 十億
相続があれば農地が減る
- 2008 世田谷目黒農協 経営管理委員
- 2011 世田谷目黒農協 経営管理委員会会長

今、思う事

- 都市に農地はいらない？
生産緑地制度も納税猶予制度も
先人の「生業として自ら耕す」覚悟が勝ち取った制度
都市農業振興基本法 都市農業に追い風？

2 世田谷目黒農協の概要

- ・管轄区域 世田谷区の都心寄りの半分と目黒区全域
- ・人口 世田谷区 95 万人 目黒区 25 万人 合計 120 万人。
- ・農地面積 世田谷区 38h a 目黒区 2h a
- ・正組合員 530 名 准組合員 1510 名 職員 53 名
- ・2004 ISO14001（環境マネジメント）取得
- ・2008 より経営管理委員会制度 導入
- ・出資金 3 億 2 千万 800
- ・自己資本 111 億

- ・自己資本比率 29.90%
- ・貯金残高 808 億
- ・貸出残高 299 億
- ・長期共済保有高 1,899 億
- ・購買品供給高 5,955 万
- ・不良債権（分類債権）無し（ここ 20 年以上発生していない）

3 当組合の特徴

- ・農地が少ない
- ・管内農地は全て特定市街化区域内農地
- ・「生産緑地」でなければ 10a/300 万円以上の固定資産税
- ・相続税 1～2 億
- ・「相続税納税猶予」は「終生営農」が条件

こんな状況の中で何故、農業・農地そして農協が生き残っているのか？

4 組合員と農協の宅地並み課税反対運動

1972「農地の宅地並み課税」問題

「組合員が安心して農業に取り組める環境づくり」こそ「農協の第一の役割」

5 資産サポート事業

正組合員を中心とした事業方針

組合員目線 組合員本位

組合員は顧客ではない 直接的な利益は求めない

組合員にとっての本当の利益とは

「何かあったら農協に相談しろ」

それぞれの専門家と連携 専門家に絶対に丸投げしない

6 相談業務の実績と効果

- ・昭和60年～令和3年までの相続相談の取り扱い状況
- ・取扱件数 300件 相続税の申告をお手伝い
- ・取得資産 4026億円
- ・相続税額 1,130億円

.7 他県農協との連携

- ・最低半年以上の長期研修生の受け入れ
- ・すべての農協において共通する業務

8 農協改革への対応

情報収集

官邸へ 2015～2017

農水の総合的な監督指針が改定

信用事業を営む農協に早期警戒制度が適用

「持続可能な収益性の確保と将来にわたる健全性の確保」

方針は それぞれの単協が決める事

「それぞれの農協がそれぞれの地域にあった活動を自由に行い、組合員の要望に応えられるようにするため」

9 目指して行く事

パーパス「存在意義」

全ての方針と事業は 「存在意義」に基づく

組合員目線・組合員本位の総合事業